

浜松市告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年2月4日から

道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年2月4日から2週間中央土木整備事務所（西行政センター内）

において一般の縦覧に供する。

令和8年2月4日

浜松市長 中野祐介

道路の種類	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	篠原67号線	浜松市中央区篠原町3961番2	前	最小2.93m ～ 最大3.34m	33.06m
			後	最小4.00m ～ 最大4.43m	